

**2025年度 法科大学院**

**第1期入学試験問題**

**4 時限**

**民事訴訟法・刑事訴訟法**

**(短答式・論述式)**

**試験時間合計 40 分**

**注意事項**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず【民事訴訟法】の解答は【民事訴訟法】の解答用紙に、【刑事訴訟法】の解答は【刑事訴訟法】の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

問1 民事訴訟の目的に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 私人の自力救済を禁止する代償として、国家が私人の権利保護を引き受けるために設けたのが民事訴訟であると説く権利保護説に対しては、権利が裁判の前に存在するとの立場を前提にしており、裁判による法創造を軽視するものであるとの批判がある。
2. 国家が自ら制定した私法法規の実効性を保障するために設けたのが民事訴訟であると説く私法秩序維持説に対しては、私的自治の原則が妥当する民事訴訟の構造と相容れないとの批判がある。
3. 民事訴訟の目的は私的紛争の解決にあると説く紛争解決説に対しては、この見解を貫くと、民事訴訟は紛争が解決しさえすれば、その内容の如何を問わず目的を達したことになるが、それは法による裁判の理念に反するとの批判がある。
4. 権利保護、私法秩序維持、紛争解決のいずれもが民事訴訟の目的であると説く多元説に対しては、民事調停、仲裁等の他の紛争解決制度と民事訴訟との差異が明らかにならないとの批判がある。

問2 当事者能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 当事者能力は、具体的な事件の内容と関係なく、当事者の属性によって一般的・抽象的に判断される。
2. 当事者能力は、民事訴訟法に特別の定めがある場合を除き、民法の規律に従うから、民法上行為能力が制限される者は当事者能力の制限を受ける。
3. 固定資産又は基本的財産を有しない団体は、法人でない社団として当事者能力を認められる余地がない。
4. 当事者能力を欠く者を当事者とする訴えには、請求棄却判決が言い渡される。

問3 境界確定訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公簿特定の地番により表示される甲乙両地が相隣接する場合に、乙地の所有者が甲地のうち境界の全部に接続する部分を時効取得したときは、甲乙両地の各所有者は、境界確定の訴えの当事者適格を失う。
2. 境界確定訴訟にも処分権主義が妥当するから、裁判所は、原告が申し立てた境界より原告に有利な境界を定める判決をすることはできない。
3. 境界線が不明なときは、裁判所は、請求棄却判決を言い渡す。
4. 控訴裁判所は、第一審判決の定めた境界線を正当でないと認めたときは、第一審判決を変更して、正当と判断する線を境界と定めるべきであり、その結果が実際上控訴人にとり不利であり、附帯控訴をしない被控訴人に有利である場合であっても、いわゆる不利益変更禁止の原則の適用はない。

問4 送達に関するつぎの決定（以下「本決定」という。）について述べたつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

「受送達者あての訴訟関係書類の交付を受けた同居者等が、その訴訟において受送達者の相手方当事者又はこれと同視し得る者に当たる場合は別として（民法108条参照）、その訴訟に関して受送達者との間に事実上の利害関係の対立があるにすぎない場合には、当該同居者等に対して上記書類を交付することによって、受送達者に対する送達の効力が生ずるというべきである。」

「しかし、本件訴状等の送達が補充送達として有効であるからといって、直ちに民訴法338条1項3号の再審事由の存在が否定されることにはならない。同事由の存否は、当事者に保障されるべき手続関与の機会が与えられていたか否かの観点から改めて判断されなければならない。」

すなわち、受送達者あての訴訟関係書類の交付を受けた同居者等と受送達者との間に、その訴訟に関して事実上の利害関係の対立があるため、同居者等から受送達者に対して訴訟関係書類が速やかに交付されることを期待することができない場合において、実際にもその交付がされなかったときは、受送達者は、その訴訟手続に関与する機会を与えられたことにならないというべきである。そうすると、上記の場合において、当該同居者等から受送達者に対して訴訟関係書類が実際に交付されず、そのため、受送達者が訴訟が提起されていることを知らないまま判決がされたときには、当事者の代理人として訴訟行為をした者が代理権を欠いた場合と別異に扱う理由はないから、民訴法338条1項3号の再審事由があると解するのが相当である。」

（最決平成19年3月20日民集61巻2号586頁より抜粋）

1. 本決定は、送達受領権限の有無について、外形から客観的に判定できるものでなければならないとの見解に立つ。
2. 本決定は、補充送達において、送達すべき書類が送達を受けるべき者に交付されなくても送達が有効であるとの見解に立つ。
3. 本決定は、本事案の当事者には手続関与の機会が与えられておらず、民事訴訟法338条1項3号の再審事由に該当する場合と同じ状態にあると評価している。
4. 本決定は、判決正本の補充送達が有効である以上、それによって当事者は当然に再審事由を知ったことになるから、控訴期間中に控訴をすべきであるとの見解に立つ。

問5 弁論の分離に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 本訴と予備的反訴は、弁論の分離が許されない。
2. 裁判所は、同一当事者間に係属する複数の請求について、弁論を分離できる。
3. 固有必要的共同訴訟では弁論の分離は許されないが、類似必要共同訴訟では弁論の分離が可能である。
4. 裁判所は、弁論の分離の決定後、いつでもこれを取り消すことができ、一旦分離した事件を再び併合することもできる。

問6 Aは、Y会社で技術者として勤務していたが、同社の工場で就業中に、事故に遭って死亡した。Aの遺族であるXは、Y会社を被告として損害賠償を求める訴えを提起した。その訴訟において、Aの労災事故の事実関係を具体的に明らかにするために、民訴法220条4号に基づき、国に対して、(労働基準監督官が作成し)国の機関である労働基準監督署において保管されている災害調査復命書(以下「本件文書」という)の提出を求める文書提出命令の申立てを裁判所にした。この事例に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 本件文書に、Y会社やその関係者の私人の秘密に関する記載があり、それが公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなる場合、この記載は公務員の職務上の秘密に当たり、国には本件文書を提出する義務はない。
2. 本件文書中の調査担当者の意見が公務員の職務上の秘密に当たり、かつ、これが提出されると公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、国には本件文書を提出する義務はない。
3. 裁判所は、Xが提出を求めている本件文書が、公務員の職務上の秘密に関する文書か否か、又はその提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否かの判断をする必要があると認めるときでも、その文書から裁判所が心証を得ることを避けるために、文書提出命令について判断をする前に、文書の所持者である国に本件文書の提示をさせることはできない。
4. 本件文書について文書提出命令が出された場合、Y会社は、証拠調べの必要性がないことを理由として、即時抗告をすることはできない。

問7 独立当事者参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 独立当事者参加をした者は、原告又は被告の共同訴訟人となる。
2. 独立当事者参加について原告又は被告が異議を述べたときは、裁判所は、参加の許否について決定で裁判しなければならない。
3. 独立当事者参加の申出は、第一審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。
4. 独立当事者参加の申出が時機に後れた攻撃防御方法として却下されることはない。

問8 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 受訴裁判所が合議体である場合において、最終口頭弁論を終結した後に、従前の口頭弁論に参与した裁判官の一部が判決書に署名押印することができなくなっても、最終口頭弁論の終結後に赴任した裁判官が判決書に署名押印すれば、判決の成立は妨げられない。
2. 判決に法令違反があるときは、裁判所は、いつでも更正決定をすることができる。
3. 判決に理由が付されていないことは、絶対的上告理由に当たる。
4. 請求の一部について判断を脱漏した判決に対して控訴が提起された後は、第一審裁判所は、脱漏部分について追加判決をすることができない。

問9 文書提出命令の果たすべき役割について7行以内で説明しなさい。

## [刑事訴訟法]

問1 告訴、告発及び自首に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 親告罪については、有効な告訴の存在が起訴又は訴訟の条件となっているから、司法警察員は、告訴がない間は捜査をすることはできない。

イ 告訴は、書面によらなくても、口頭により行うことができ、検察官又は司法警察員は、口頭による告訴を受けたときは、調書を作成しなければならない。

ウ 告訴は、公訴の提起があるまでいつでも取り消すことができる。

エ 告発とは、第三者（被害者その他の告訴権者、犯人及び捜査機関以外の者）が、捜査機関に対して、犯人の訴追・処罰を求める意思表示である。告発には、犯罪事実の申告が含まれていなくてもよい。

オ 司法警察員は、自首を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

- 1 ア、イ    2 ア、エ    3 イ、ウ    4 ウ、オ    5 エ、オ

問2 捜索に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものの組合せは、後記1から5のうちどれか。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 司法警察員は、捜索差押許可状により被疑者以外の者の住居を捜索するときは、あらかじめ、その者に執行の日時を通知しなくてもよい。

イ 司法警察員は、捜索差押許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなくても、日没前に同許可状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

ウ 被疑者の住居に対する捜索差押許可状の効力は、令状呈示後に同住居に搬入された物品には及ばない。従って、警察官が、被疑者立会いの下に同住居を捜索中、宅配便の配達員によって被告人宛てに配達され、被疑者が受領した宅配便の荷物について、甲の承諾を得ることなくこれを開封して中身を確認することはできない。

エ マンションの居室を捜索すべき場所とする捜索差押許可状により、その居室にいる者が携帯するカバンの中を捜索することが許される場合がある。

オ 捜索差押許可状の呈示は、手続の公正を担保するとともに、処分を受ける者の人権に配慮する趣旨に出たものであるから、呈示を行う前に執行に着手することは許されない。

- 1 ア、イ    2 ア、エ    3 イ、ウ    4 ウ、オ    5 エ、オ



問3 逮捕・勾留に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものの組合せは、後記1から5のうちどれか。

ア 裁判官は、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。逮捕の必要性の有無は、犯罪の軽重及びその態様だけではなく、被疑者の年齢や境遇なども考慮して判断される。

イ 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕の着手に先立って必ず逮捕状を被疑者に示さなければならない。

ウ 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「充分な理由」とは、通常逮捕の場合における「相当な理由」よりは一層高度な嫌疑をいい、公訴を提起するに足りる程度の嫌疑があることをいう。

エ 被疑者を勾留することができる要件について、対象となっている法定刑の軽重による差異が設けられている。

オ 被疑者の勾留に関して、裁判官が、検察官から勾留の請求があった翌日に、被疑者を勾留する旨の裁判をした。その場合、検察官は、勾留の請求をした日から10日以内に公訴を提起しないときは、勾留期間の延長が認められた場合を除き、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

- 1 ア、イ    2 ア、オ    3 イ、ウ    4 ウ、エ    5 エ、オ

問4 接見交通権に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5のうちどれか。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 接見交通権は、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人と相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、憲法の保障に由来するものである。

イ 弁護人は、接見交通権を有しているので、被疑者と立会人なくして接見することができるが、物の授受については、意思や情報の伝達とは関係ないので、被疑者と物の授受をすることはできない。

ウ 捜査機関が被疑者と弁護人との接見の日時等を指定する際いかなる方法を採用かはその合理的裁量にゆだねられているが、その方法が著しく合理性を欠き、弁護人と被疑者との迅速かつ円滑な接見交通が害される結果になるようなときには、それは違法なものとして許されない。

エ 被告人は、Aに対する殺人未遂の事実で勾留のまま起訴されるとともに、Bに対する殺人の事実で逮捕勾留された。Aに対する殺人未遂被告事件についてのみ選任された弁護人に対し、Bに対する殺人被疑事件の捜査の必要から、検察官が接見指定をすることは、違法である。

オ 勾留中の被疑者と弁護人との接見については、立会人をつけることはできない。これは勾留中の被疑者と親族との接見についても同様である。

1 ア、ウ      2 ア、オ      3 イ、エ      4 ウ、エ      5 ウ、オ

問5 公訴の提起、訴因変更に関する最高裁判所の判例に言及するアからオまでの各記述のうち、明らかに誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 密出国の日時を「昭和27年4月頃より同33年6月下旬まで」、その場所を「本邦より本邦外の地域たる中国に」と各表示し、その方法につき具体的な表示をしていない起訴状であっても、刑事訴訟法第256条第3項に違反するものということはない。

イ 恐喝の手段として送付された脅迫状の全文を恐喝罪の公訴事実引用するのは、起訴状一本主義に反する証拠の引用に該当するので許されることはない。

ウ 起訴状に「被告人Aは暴力団甲組と関係があり、些細なことで頻繁に暴力を振るう粗暴な性格であり、そのことは近隣に広く知られていた」と記載することは、被告人の経歴等が恐喝の手段・方法を明らかにするために必要な事項であるため、起訴状一本主義に反しない。

エ 「被告人Xは、Yとの共謀の上、XがベルトでAを絞殺した」との訴因に対し、裁判所は、審理の経過に鑑み、被告人に対して不意打ちにならず、かつ、被告人にとって不利益であるとはいえない場合には、訴因変更の手続をすることなく、「被告人XはYとの共謀の上、X又はYあるいはその両名において、ベルトでAを絞殺した」と認定することができる。

オ 「濡れた靴をよく拭かずに履いていたため、一時停止の状態から発進するにあたり足を滑らせてクラッチペダルから踏みはずした」という過失の訴因で、「一時停止中の他車の後ろに進行接近する際ブレーキをかけるのが遅れた」という過失を認定するには、訴因変更手続を要しない。

- 1 ア、イ      2 ア、エ      3 イ、オ      4 ウ、エ      5 ウ、オ

問6 裁判員裁判、公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、明らかに誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 裁判員裁判において、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、検察官の冒頭陳述の手続に引き続き、冒頭陳述によるその主張を明らかにしなければならない。

イ 裁判員は、犯罪事実の認定に関する事項につき、裁判長に告げて、被告人に対し、直接質問することができる。

ウ 裁判員裁判により言い渡された判決につき、検察官は、刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立てをすることができない。

エ 検察官及び被告人又は弁護人は、公判前整理手続が終わった後には、やむを得ない事由によって当該公判前整理手続において請求することができなかった証拠のうち、情状に関するものに限って、その証拠調べを請求することができる。

オ 裁判所は、公判前整理手続を終了するにあたり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

- 1 ア、イ    2 ア、オ    3 イ、オ    4 ウ、エ    5 エ、オ

問7 証拠調べ手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 証拠調べの請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して行わなければならない。裁判所は、その関係が明らかにされていないときは、証拠調べの請求を却下することができる。

イ 被告人の精神状態に関する精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、その判断の前提となる生物学的、心理学的要素を裁判所が評価することが困難であるため、その意見のとおり認定しなければならない。

ウ 検察官又は弁護人には、裁判所が行う検証に立ち会う権利が認められている。被告人についても、身体拘束の有無にかかわらず、裁判所が行う検証に立ち会う権利が認められている。

エ 被告人の公判廷外の自白については、犯罪事実に関する他の証拠が取調べられた後でなければ、その取調べを請求することはできない。従って、共同被告人の検察官に対する供述調書は、他の共同被告人との関係においても公判廷外の自白にあたるため、これを最初に取り調べることはできない。

オ 公判期日において検察官が証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、あらかじめ被告人又は弁護人に閲覧する機会を与えなければならない。また、弁護人が証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、あらかじめ検察官に閲覧する機会を与えなければならない。

- 1 ア、ウ      2 ア、オ      3 イ、ウ      4 イ、エ      5 ウ、オ

問8 伝聞証拠に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 証人Wの「Aは『Bが放火したところを見た』と言っていました」という公判廷における証言を、Aの名誉毀損行為を証明するために用いる場合、伝聞証拠に該当する。

イ 証人Wの「Aは『私は宇宙人で、地球上の生物ではない』と言っていました」という公判廷における証言は、Aの精神異常を要証事実とする場合、伝聞証拠には該当しない。

ウ 犯行の計画内容が記載されたいわゆる謀議メモは、それによって犯行そのものを立証するのではなく、そのような記載のあるメモが存在したこと自体を謀議の存在の情況証拠として使用する場合であっても、伝聞証拠に該当する。

エ 捜査官が被疑者に犯行状況を再現させた結果を記録した実況見分調書について、要証事実が再現されたとおりの犯罪事実の存在である場合には、刑事訴訟法第321条第3項所定の要件が満たされれば証拠能力が付与される。

オ 実況見分における立会人の指示説明は、それが現場供述にあたらない場合には、実況見分調書と一体のものとして証拠能力が認められる。

1 ア、ウ    2 ア、エ    3 イ、ウ    4 イ、オ    5 ウ、オ

問9 刑事手続における検察官の権限について、7行以内で、知るところを述べなさい。